

栃木県後期高齢者医療 広域連合年報

(平成20年度)

—創刊号—

年報発刊にあたり



栃木県後期高齢者医療
広域連合長 千保 一夫

我が国の医療保険制度は、これまで、被用者等を対象とする被用者保険と自営業者等を対象とする国民健康保険の2つを基本とし、高齢者はそれぞれが加入する医療保険に対して保険料を支払い、給付については、老人保健制度により、公費や各保険者からの拠出金等でまかなわれてきました。

しかしながら、この老人保健制度は、高齢化の進展に伴い、医療費の増大が見込まれる中、「現役世代と

高齢者の負担ルールが明確でない」「運営の主体がわからない」などの問題点が指摘されてきました。

このような状況を踏まえ、国は、将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会に長年尽くされてきた高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、平成18年の医療制度改革において、老人保健制度に代わる独立した医療制度として「後期高齢者医療制度（通称、長寿医療制度）」を創設するに至り、昨年4月に施行されました。

この制度については、ご承知のとおり、制度施行当初、「高齢者の心情に配慮していない」あるいは「制度について説明不足」等のご批判が多く寄せられました。そして、これらのこと踏まえて、更によりよい制度とするため、政府・与党において昨年6月に低所得の方々の保険料の軽減や保険料の支払いに関する口座振替制度を導入するなどを柱とする特別対策をとりまとめるに至りました。

私は、制度施行に向けた準備段階の平成19年3月より、当広域連合議会の議長として関わってまいりました。特に、制度が施行された平成20年度におきましては、これらの軽減対策の実施に伴う関係条例改正案の審議等について議論を重ね、議長として円滑な議会運営に力を尽くしてまいりました。

本年度に入り、6月からはこの制度を運営する立場の広域連合長の重責を担うこととなり、また、施行から2年目を迎え、被保険者の皆様及び関係各位のご理解とご協力を賜り、ようやく制度の定着を図ることができる状況となつてまいりました。

今後、国において、この制度に係る方向性について議論されていくことが予想されますが、当広域連合といたしましては、県内21万人の被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けられますよう、肃々とかつ着実に制度の円滑な運営に当たつてまいりたいと考えております。被保険者をはじめ、関係各位の皆様におかれましては、引き続きご理解とお力添

えを賜りますよう衷心よりお願ひ申し上げます。

なお、今般、本県における平成20年度の長寿医療制度に係る給付の状況等を内容とする年報を創刊いたしましたので、ご高覧いただければ、幸甚に存じます。

年報発刊によせて

健康保険制度がわが国に制定されたのは、結構歴史があり、大正11年（1922年）である。戦後の食糧難などで健康を害す国民が増え、制度が充実強化されたのは言うまでもない。まず大企業が健康保険組合を立ち上げ、同時に官公庁が共済組合をつくった。中小企業の社員対象には、政府管掌の健保組合が出来た。そして、一般の人を対象に国民健康保険がつくれられた。

国民皆保険ということになった現在では、低負担高福祉という、まさに世界に冠たる福祉国家になったことは言うまでもない。しかし、高齢社会、疾病の複雑化・高度化、また、患者は診療科目や病院、勿論医師を選択する。従って医療費の高騰は防げない。

現在健保組合は赤字に苦しんでいる。破綻してしまう組合も後を絶たない。それがすべて国保に流れ込んでしまう。退職した労働者あるいは公務員は、2~3年後に所得が低く高齢になってから国保に入って来る。



初代広域連合長 吉谷 宗夫

疾病も重篤になる場合が多い。最近のある例では、1か月のレセプトの点数が100万点を超えたのが出てきた。つまり、1か月の医療費が1千万円、1日で30万円ということになる。高額医療なので、ほとんどが健康保険組合の負担である。これでは、市町村が保険者である国保はたまらない。追い討ちをかけるように保険料の未払いも増加する。県内では、過年度を含めると未収額が40%を越えようとしている。さすがに放って

おけない。わが国は憲法第25条で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障するとしている。そこで、窮余の一策として生まれたのが、75歳以上の人をすべての保険から切り離した後期高齢者医療制度であろう。

この制度では、都道府県単位で事業を管理することになった。私は、市長会会長という立場で、この団体の広域連合長を受けることになった。

さて、総選挙も終り、圧倒的に民主党が勝利した。マニフェストによると後期高齢者医療制度は廃止とのこと。全国各都道府県で2年かかって準備を進め、大変な苦労を重ねてきた努力はどうなるのだろう。廃止するにしても相当な作業と時間がかかるだろう。75歳以上の高齢者の保健医療はどこで面倒を見るのか。その道筋はついていない。結局は国保に差し戻すのだろうか。マニフェストには、年齢で差別する制度を廢

止して、医療制度に対する国民の信頼を高めるとあり、廃止に伴う国保の負担増は国が支援すると言っている。せっかく全国1,774ある自治体国保から、高齢者が切り離されて運営が少し楽になった矢先、再び苦しい経営を強いられるに違いない。先行き不透明で不安が残るが、所詮、国がやることである。我々は、静かに見守る以外方法は無いだろう。

健康保険制度は難しいものである。

目 次

I	栃木県後期高齢者医療広域連合の概要	
1	広域連合設立の経緯	1
2	議会、議員	2
3	広域連合の組織	4
4	各課の業務内容	6
5	高齢者医療の変遷	8
6	広域連合の沿革	11
II	後期高齢者医療制度の概要	
1	被保険者	15
2	被保険者証	15
3	医療を受けるとき	16
4	保健事業	19
5	保険料	20
6	保険料の軽減措置	20
7	保険料の納付方法	21
8	医療費の財源内訳	22
9	広域連合と市町の役割分担	22
III	統計資料	
1	資格関係	
(1)	全国人口	23
(2)	栃木県人口	24
(3)	後期高齢者医療被保険者数	25
(4)	市町別後期高齢者医療被保険者数	26
(5)	被保険者の構成状況	27
(6)	被保険者の異動状況	29
2	保険料	30
3	給付関係	
(1)	療養給付費の状況	31
(2)	療養費の状況	49
(3)	高額療養費の状況	63
(4)	葬祭費の状況	65
(5)	医療費状況一覧	67

IV 付録

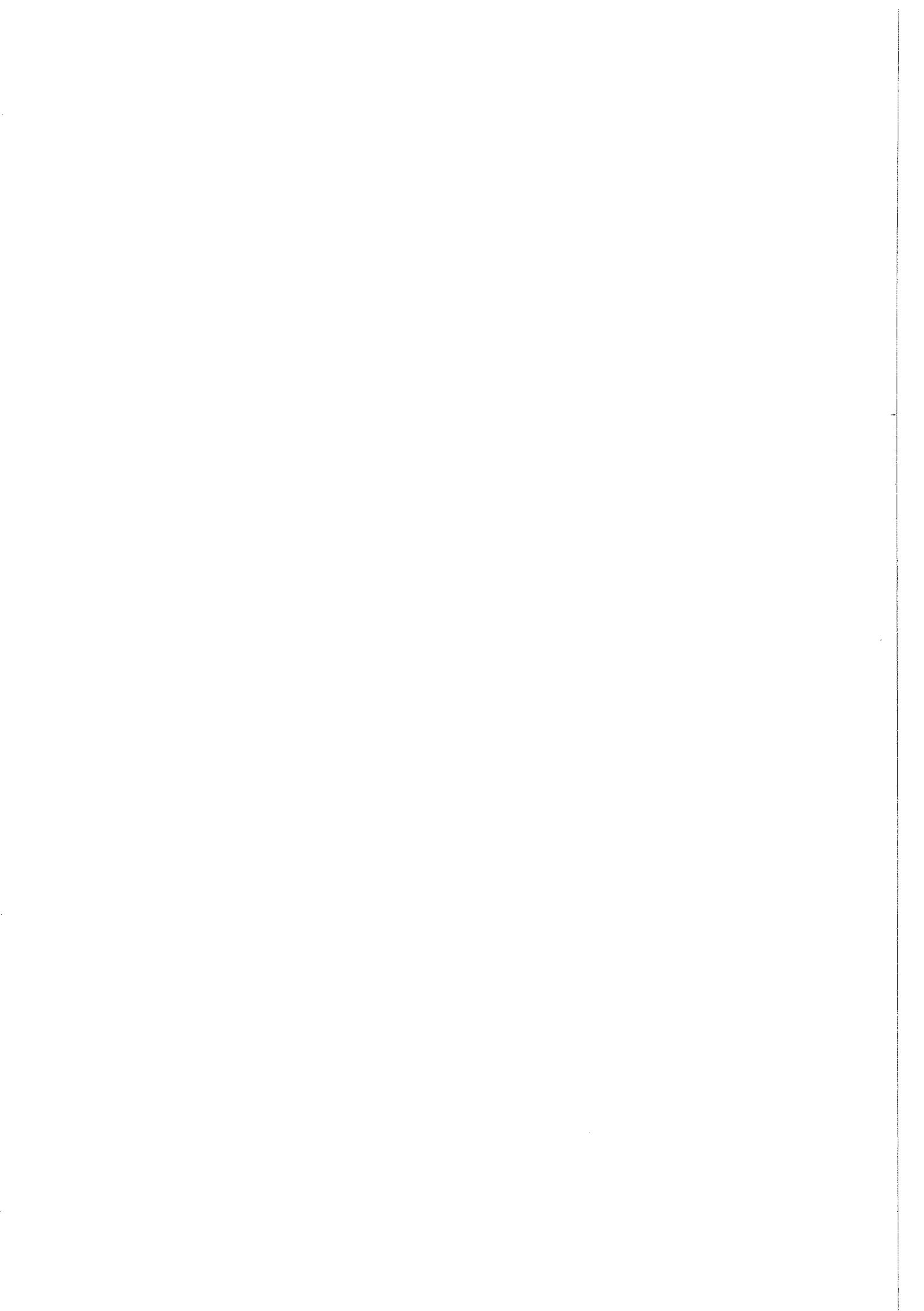
1 参考資料

(1) 医療機関等の状況	69
(2) 疾病分類（平成20年6月審査分）	70
(3) 健康診査の状況	80
2 規約	83
3 広域連合議会歴代議員名簿	88
4 運営懇談会	90
5 情報公開・個人情報保護審査会	90
6 職員情報等	91
7 広域連合電算処理システムの概要	92
8 広域連合とともに	94

この年報の見方

- 1 『II 後期高齢者医療制度の概要』は、年報発刊時の内容です。
- 2 『III 統計資料－3 給付関係』は、栃木県後期高齢者医療広域連合における平成20年度の実績を掲載し、老人保健法の規定による医療給付等は含みません。
- 3 『III 統計資料－3 給付関係』の平成20年度は、平成20年4月診療（5月請求分）から平成21年2月診療（3月請求分）までの11ヶ月です。
- 4 『III 統計資料－3 給付関係』の(1)療養給付費の状況⑥及び⑦の食事の件数、標準負担額、保険者負担額は①及び③の入院の再掲です。
- 5 『III 統計資料－3 給付関係－(3)高額療養費の状況』では、負担割合1割のうち、低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱについて再掲しました。
- 6 『III 統計資料－3 給付関係－(5)医療費状況一覧』の医療費は、入院、入院外及び歯科の診療費のほか、調剤、訪問看護療養費の費用額（患者の自己負担分を含む）の合計です。
- 7 『IV 付録－1 参考資料－(2)疾病分類』については、平成20年度後期高齢者医療疾病分類統計表（栃木県後期高齢者医療広域連合平成21年3月発行）から抜粋しました。

I 栃木県後期高齢者医療
広域連合の概要



1 広域連合設立の経緯

高齢者の方々の医療給付等について、平成20年3月までは、各市町村が主体となっていた『老人保健制度』により行われてきました。しかし、市町村が給付を行う一方、財源については、国・県・市町村が負担する公費と各保険者からの拠出金で賄われており、財政運営の責任が不明確でした。また、各保険者からの拠出金については、現役世代と高齢者世代の費用の負担関係が不明確であり、制度の問題点の改善が求められていました。

そこで、これらの問題点を解消するために、平成20年4月から、費用負担及び財政運営の責任を明確に定めた『後期高齢者医療制度』が始まり、被保険者となる75歳以上の方々等については、75歳になる前までに加入していた国民健康保険や被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することとなりました。

なお、この後期高齢者医療制度は、栃木県内の全ての市・町を構成団体とする、『栃木県後期高齢者医療広域連合』が運営しています。

団体の名称	栃木県後期高齢者医療広域連合
設立年月日	平成19年2月1日
代表者	広域連合長 千保 一夫
	〒320-0033
事務所所在地	栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル2階



[栃木県本町合同ビル正面玄関]



[事務所入口]



[事務所内の様子]

2 議会、議員

(1) 広域連合議会概要

栃木県後期高齢者医療広域連合議会の議員定数は、37名です。

広域連合議会議員は、栃木県内の全ての市・町の長または議員の中から、人口に応じた人数が選挙により選ばれています。なお、議員の任期は、各市・町における長または議員としての任期と同一です。

(2) 広域連合議会議員名簿（平成21年10月15日現在）

番号	選出市町名	氏 名	公職名		議員
			首長	議員	
1	宇都宮市	佐藤 栄一	市長		
2		山本 正人		議員	
3		山崎 守男		議員	
4	足利市	大豆生田 実	市長		
5		中山 富夫		議長	
6	栃木市	吉田 稔		議長	
7	佐野市	岡部 正英	市長		
8		山越 密雄		議員	
9	鹿沼市	佐藤 信	市長		
10		飯塚 正人		議長	
11	日光市	山越 梯一		議員	
12	小山市	大久保 寿夫	市長		
13		松島 不三		議長	
14	真岡市	井田 隆一	市長		
15	大田原市	小林 正勝		議長	
16	矢板市	遠藤 忠	市長		
17	那須塩原市	栗川 仁	市長		
18		平山 英		議長	
19	さくら市	人見 健次	市長		
20	那須烏山市	大谷 篤雄	市長		

議長	宇都宮市	佐藤 栄一	市長	
副議長	—	—	—	—



議案の説明をする吉谷広域連合長
〔平成20年2月14日開催〕
〔第1回議会定例会から〕



議事進行をする千保議長
〔平成20年2月14日開催〕
〔第1回議会定例会から〕

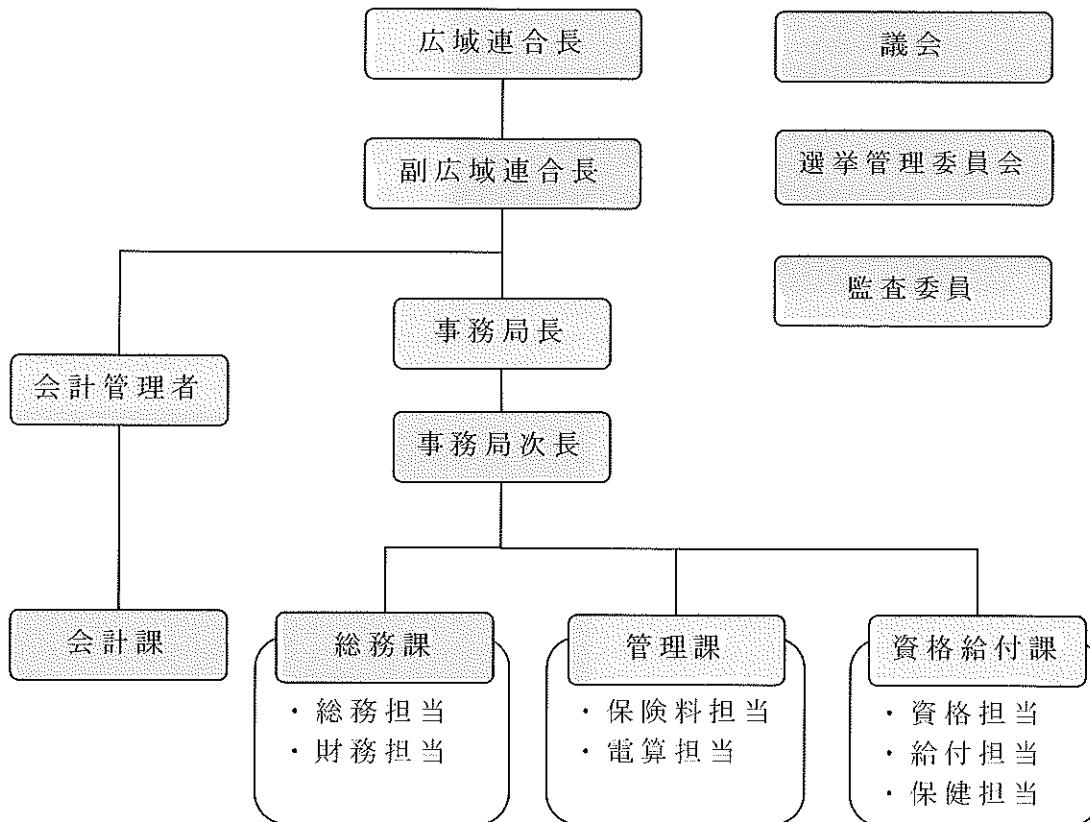


議場内の様子
〔平成20年7月30日開催〕
〔第2回議会臨時会から〕

議場内の様子
〔平成21年2月10日開催〕
〔第1回議会定例会から〕

3 広域連合の組織

(1) 組織図



(2) 名簿（平成21年7月31日現在）

① 広域連合

役職	氏名	備考
広域連合長	千保 一夫	大田原市長
副広域連合長	清水 英世	壬生町長
会計管理者	柳田 恵一	真岡市会計管理者
事務局長	須田 道夫	議見者

② 議会

役職	氏名	備考
議長	佐藤 栄一	宇都宮市長
副議長	—	—

③選挙管理委員会

役職	氏名	備考
選挙管理委員会委員長	坂本 隆重	識見者
選挙管理委員会委員	伊藤 一徳	識見者
	柳田 律男	識見者
	菅谷 忠	識見者
選挙管理委員会補充員	竹田 平	識見者
	川嶋 千秋	識見者
	青木 貞夫	識見者
	日賀野 充	識見者

④監査委員

役職	氏名	備考
代表監査委員	山本 寛	識見者
監査委員	小松 英夫	広域連合議会議員 (鹿沼市議会議長)

4 各課の業務内容

(1) 総務課

①総務担当

- a 公印に関すること。
- b 文書の収受及び発送に関すること。
- c 文書管理及びその指導に関すること。
- d 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- e 広報及び広聴に関すること。
- f 秘書に関すること。
- g 事務局内の情報管理に関すること。
- h 組織に関すること。
- i 職員の人事及び給与に関すること。
- J 国、県及び県内市町との連絡調整に関すること。
- K 例規に関すること。
- l 公告式に関すること。
- m 議会の招集、議案の作成その他議会に関すること。
- n 課内の庶務に関すること。
- o 他の課に属さない事務に関すること。

②財務担当

- a 予算及び決算に関すること。
- b 入札及び契約に関すること。
- c 物品の購入に関すること。
- d 財産管理に関すること。
- e 広域計画に関すること。

(2) 管理課

①保険料担当

- a 保険料の賦課に関すること。
- b 保険料率の決定に関すること。
- c 保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
- d 保険料の収納管理に関すること。
- e 課内の庶務に関すること。

②電算担当

- a 市町とのネットワークに関すること。
- b 電算処理システムに関すること。
- c 電算機器の保守及び管理に関すること。
- d 情報セキュリティに関すること。

(3) 資格給付課

①資格担当

- a 被保険者の認定及び適用除外に関すること。
- b 資格取得・喪失に関すること。
- c 被保険者証等の発行及び更新に関すること。
- d 負担区分の判定に関すること。
- e 一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- f 国保連合会との調整に関すること。
- g 課内の庶務に関すること。

②給付担当

- a 診療報酬の支払いに関すること。
- b 療養費等の給付に関すること。
- c 紙付制限に関すること。
- d 第三者行為求償事務に関すること。
- e 不正利得の徴収に関すること。
- f レセプトの点検及び保管に関すること。
- g 事業報告に関すること。

③保健担当

- a 保健事業の企画に関すること。
- b 保健事業の管理及び運営に関すること。
- c 保健事業に係る関係団体との連絡調整に関すること。
- d 医療費適正化に関すること。

(4) 会計課

- a 現金の出納及び保管に関すること。
- b 一時借り入れに関すること。
- c 出納員に関すること。

5 高齢者医療の変遷

(1) 高齢者医療の歩み

昭和48年

老人医療費の無料化(70歳～) (自治体レベルでは昭和35年～)

- ・老人医療費が急増
- ・高齢者の多い国保の運営厳しく
→「病院のサロン化・社会的入院」といった弊害の指摘がなされた

昭和58年

老人保健法を制定(老健制度)

- ・患者負担の導入(外来1か月400円、入院1日300円)
- ・市町村が運営主体
- ・保険者(国保や健保など)からの拠出金と公費で運営

- ・高齢化の進展
- ・高齢者医療費の増加
- ・健保組合の拠出金の増大(収入に対する割合)
昭58(13%) → 平11(40%) → 平14(44%)

平成9年

政府・与党にて新しい制度の検討を開始

(自社さ連立政権時)

平成11年

老健拠出金不払い運動

(約97%、1,739の健保組合)

平成12年

「平14には老健制度を廃止して新たな制度を」

(参厚労委附帯決議)

平成14年

新制度まとまらず、次の課題に

- ・一部負担金を定率1割に
- ・老健制度の対象年齢を引き上げ
(70歳→75歳)(平19)
- ・公費負担割合の引き上げ
(3割→5割)(平19)

10年以上にわたる
抜本改革の議論

平成18年

後期高齢者医療制度の創設



- ・広域連合の設立
- ・標準システムの構築
- ・被用者保険の被扶養者に対する特別措置

(2) 後期高齢者医療制度施行と制度の見直し（自公連立政権時）

平成20年

4月 後期高齢者医療制度施行

- ・H20.4.4厚生労働省内に、厚生労働大臣を本部長とする「長寿医療実施本部」が設置され、後期高齢者医療制度の通称を「長寿医療制度」とした

6月 政府・与党による制度見直し

- ・低所得者に対する保険料の軽減
平成20年度の対応、平成21年度の対応
- ・年金からの保険料の支払いに係る改善

7月 低所得者に対する保険料の軽減対策（特別対策）の実施

- ・被保険者均等割額の軽減
7割軽減対象者を一律8.5割に軽減
- ・所得割軽減
賦課のもととなる総所得金額等が58万円以下の者について、所得割を一律50%軽減

【栃木県における軽減状況】

軽減前平均保険料（H20.4.1制度開始時） 58,800円

軽減後平均保険料（H20.9.26厚労省調査算定結果） 50,011円

普通徴収の対象者の拡大

- ・H20.7.25に政令が改正され、保険料の納付の方法について、一定の条件を満たした場合は、特別徴収から普通徴収（口座振替に限る）に変更できることとされた

自公連立政権の合意事項

- ・70歳から74歳までの窓口負担の1割から2割への引き上げの凍結の継続
- ・後期高齢者医療制度の被保険者について、被用者保険の被扶養者であった者の保険料負担軽減の継続

- ・低所得者の保険料の軽減
- ・後期高齢者医療制度については、高齢者的心情に配慮し、法に規定してある5年後見直しを前倒しして、より良い制度に改善

平成21年

1月 **自己負担限度額の軽減**

- ・75歳の誕生日月に限り、新たに加入した後期高齢者医療制度と誕生日以前に加入していた医療保険を合わせて、自己負担限度額が2倍になってしまうという問題を解消

一部負担金の軽減

- ・現役並み所得者（医療機関での窓口負担3割）の内、一定の条件を満たした場合は、窓口負担が1割に軽減

4月 **被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減措置の延長**

- ・被用者保険の被扶養者であった者の保険料について、均等割額の9割軽減措置の延長

低所得者に対する保険料軽減措置

- ・保険料の均等割額が7割軽減されている者について、一定の条件を満たした場合は、9割軽減または8.5割軽減
- ・保険料の所得割額について、一定の条件を満たした場合は、所得割額が5割軽減

口座振替との選択制の実施

- ・口座振替に変更できる一定条件を撤廃し、年金と口座振替により納付できるようになる（H20.11.18与党PTを受け）

6 広域連合の沿革

(1) 広域連合設立に向けての準備

平成18年

6月

第164回通常国会

- ・「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第84号）」成立

政策懇談会後期高齢者医療広域連合委員会設置（6月12日）

- ・委員の内訳

（市町）宇都宮市長、足利市長、日光市長、小山市長、真岡市長、大田原市長、上三川町長、芳賀町長、壬生町長、高根沢町長

（県）保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、市町村課長

後期高齢者医療広域連合設立準備作業チーム編成

- ・県、市町職員により、協議・検討開始

9月

広域連合設立準備委員会設置

- ・準備委員会に、重要事項の審議・決定機関としての理事会を設置。理事会の役員には上記の政策懇談会後期高齢者医療広域連合委員会の委員であった市町首長が選任され、監事に県市長会事務局長と、県町村会事務局長が就任
- ・事務所を宇都宮市本町10番7号に開設
- ・事務局は、上記の準備作業チームを基に11名体制で業務開始

（※P91 参照）



[旧事務所]



[旧事務所内の様子]

理事会開催

- ・広域連合設立準備委員会予算案の承認ほか

10月

理事会開催

- ・広域連合の規約案の協議ほか

11月

理事会開催

- ・広域連合平成19年度予算案の協議ほか

平成19年

1月

理事会開催

- ・広域連合長選挙についての協議ほか

栃木県知事あてに、広域連合設立を申請

栃木県知事が、広域連合設立を許可



[福田知事に申請をする]
吉谷広域連合長



[許可証を受領する]
廣澤事務局長(中央)

(2) 広域連合設立以降

平成19年

2月

広域連合設立

広域連合長選挙執行

- ・初代広域連合長に吉谷宗夫氏（足利市長）選出



[投票事務の様子]



[投票の様子]

2月

～

3月

各市・町の議会において広域連合議会議員選挙実施

- ・議会議員38名選出

- 平成19年第1回議会臨時会開催**
- ・広域連合長専決処分事項の承認ほか、17議案を承認、議決
 - ・副広域連合長選出
清水英世氏（壬生町長）
 - ・正副議長選出
議長：千保一夫氏（大田原市長）
副議長：山越密雄氏（佐野市議会議長）
- 8月 第1回運営懇談会開催**（※P90 参照）
- ・委員は、被保険者、医療関係者、公益代表者、被用者保険等保険者、学識経験者で構成
 - ・制度について意見交換
- 9月 第2回運営懇談会開催**
- ・保険料について意見交換
- 10月 平成19年第2回議会定例会開催**
- ・監査委員の選任ほか、5議案を議決
- 11月 平成19年第3回議会臨時会開催**
- ・栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定を議決
- 平成20年**
- 1月 情報公開・個人情報保護審査会開催**（※P90 参照）
- ・委員は、大学教授等、弁護士、高齢者団体の代表者、行政関係者で構成
 - ・個人情報取扱事務について意見交換
- 2月 平成20年第1回議会定例会開催**
- ・広域連合長専決処分事項の承認ほか、1議案議決
- 3月 後期高齢者医療被保険者証発送開始**
- 事務所移転**（宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル2階へ）



[新事務所内の様子]

4月

制度施行

5月

広域連合議会議員全員協議会開催

- ・制度施行後の現状と問題点について協議
- ・全員協議会の後に、議長名にて厚生労働大臣あてに、『制度の骨格を堅持しつつ、改めるべき点は改められたい』との趣旨の要望書を提出



あいさつをする千保議長
〔平成20年5月28日開催
議会議員全員協議会から〕



会場内の様子
〔平成20年5月28日開催
議会議員全員協議会から〕

7月

平成20年第2回議会臨時会開催

- ・広域連合長専決処分事項の承認ほか、1議案議決

10月

平成20年第3回議会定例会開催

- ・議員報酬及び費用弁償に関する条例制定ほか、3議案議決
- ・公告式条例の一部を改正する条例の制定ほか、6議案議決

11月

第3回運営懇談会開催

- ・制度の現状と今後の課題について意見交換

平成21年

2月

平成21年第1回議会定例会開催

- ・公告式条例の一部を改正する条例の制定ほか、6議案議決

5月

平成21年第2回議会臨時会開催

- ・正副議長選出

議長：佐藤栄一氏（宇都宮市長）

副議長：西田智男氏（足利市議会議長）

6月

広域連合長選挙執行

- ・第2代広域連合長に千保一夫氏（大田原市長）選出